

一般社団法人千葉県農業協会と一般社団法人AgVenture Labとの連携に関する協定書

一般社団法人千葉県農業協会（以下、「甲」という。）と一般社団法人 AgVenture Lab（以下、「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、千葉県の農業経営体等とスタートアップ企業等の事業者とのマッチングにより、双方の課題解決と育成を図ることと、「食」と「農」と「暮らし」などの分野におけるイノベーション創出を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取組むものとする。

- （1）起業家育成、支援等に関すること
- （2）スタートアップ企業の実証実験の支援に関すること
- （3）起業家及びスタートアップ企業の PR に関すること
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が協議の上、合意したこと

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要な都度、協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 本連携協定に基づく連携の実施にあたり、費用負担が生じるなど別途具体的な取り決めが必要となる場合は甲乙協議の上、覚書を締結するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りでない。

- （1）開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの

- （2）開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- （3）開示又は知得の後、自己の責によらず公知となったもの
- （4）秘密情報によらず自己が独自に開発したことを証明することができるもの
- （5）正当な権限を有する第三者から入手したもの
- （6）官公庁その他公的機関から法令に基づき開示するよう命じられたもの

2 甲及び乙は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（合意管轄裁判所）

第6条 東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 1 月 5 日

甲 千葉県千葉市中央区新宿2丁目12-1
一般社団法人千葉県農業協会

会 長 寶川 勝之

乙 東京都千代田区大手町1丁目6-1
一般社団法人 AgVenture Lab

代表理事 理事長 萩野 浩輝